

## 大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等の取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター（以下「センター」という。）における競争的研究費等の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図り、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「競争的研究費等」とは、次の各号に掲げる機関から配分される公募型の研究資金（公募型の寄付金も含む。）をいう。

- (1) 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人
- (2) 厚生労働省
- (3) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
- (4) その他、国、独立行政法人、民間団体（財団法人、社団法人等）等

2 この要綱において「研究者等」とは、センターの医師、看護師、事務職員及びセンターの競争的研究費等の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3 この要綱において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は関係法令、競争的研究費等の配分機関の使用規則等及びセンターの規程等に違反した競争的研究費等の使用をいう。

4 この要綱において「配分機関」とは、研究機関に対して競争的研究費等の研究費を配分する機関をいう。

5 この要綱において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するためにセンターが研究者に対し、自身が行う競争的研究費等のルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。

6 この要綱において「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、センターが研究者等に対し、不正防止に向けた意識向上を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

### (法令等の遵守)

第3条 研究者等は、競争的研究費等の取扱いについて、地方独立行政法人大阪市民病院機構及びセンターが定める諸規程等、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令並びに配分機関が定める各種規程、国の省庁等が定めるガイドライン（「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を含む。）、ルール等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 センターに、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、病院長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、競争的研究費等の不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知する。策定にあたっては、管理運営会議等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深めるものとする。
- 3 最高管理責任者は、競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての研究者等に対する競争的研究費等の使用に関する行動規範（以下「行動規範」という。）を策定する。
- 4 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が、競争的研究費等の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 最高管理責任者は、第4条から第7条のとおり、センターの競争的研究費等の運営・管理についての体制を定め、その職名を公開する。
- 6 最高管理責任者は、自ら様々な啓発活動を研究者等に対して定期的に行い、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。
- 7 最高管理責任者は、統括管理責任者から定期的に報告を受けるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 センターに最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理についてセンター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副院長（臨床研究センター担当）をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を策定する。
- 3 統括管理責任者は、基本方針に基づき、センター全体の具体的な対策の基本となる、競争的研究費等不正使用防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定する。
- 4 統括管理責任者は、次条に定めるコンプライアンス推進責任者に対して、不正防止計画に基づく対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 センターにおける競争的研究費等の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、臨床研究センター長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
  - (1) 競争的研究費等の不正使用防止に係る対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。
  - (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - (3) 研究者等が適切に競争的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 不正使用を起こさせない組織風土を形成するため、不正使用防止に向けた意識の向上と浸透を図りコンプライアンス教育を補完することを目的として管理監督又は啓発活動を定期的実施する。啓発活動の実施においては、全ての研究者等を対象とし、啓発内容が徹底されるよう実施方法を十分に検討する。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。副責任者は、統括管理責任者の指示のもと、コンプライアンス推進責任者の業務を補佐するものとする。

（不正使用防止計画推進部署）

第7条 競争的研究費等の不正使用を防止するため、臨床研究センターに不正使用防止計画推進部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。

- 2 防止計画推進部署は、統括管理責任者とともにセンター全体の具体的な対策（不正使用防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 不正使用防止計画の策定に当たっては、不正使用を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正使用発生要因に応じて、不正使用防止計画の見直しを行い、効率化及び適正化を図るものとする。
- 4 防止計画推進部署は、随時、競争的研究費等の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、統括管理責任者に報告しなければならない。統括管理責任者は、当該研究者等に対し、理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。
- 5 執行の遅れが研究計画遂行上の問題によると判断された場合は、防止計画推進部署は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に示すものとする。
- 6 防止計画推進部署は、使用ルールと運用の実態に乖離が生じていないか、適切なチェック体制が保持できているか等を点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

（研究者等の責務）

第8条 研究者等は、競争的研究費等の取扱いについては、当該要綱および行動規範を遵守するとともに、各々の競争的研究費等の使用ルール及び地方独立行政法人大阪市民病院機構会計規程等（以下「会計規程等」という。）に従い、適正な執行に努めなければならない。

- 2 研究者等は、学術研究が社会から負託されて公共かつ公益的な知的生産活動であることを留意しなければならない。かつ、競争的研究費等の管理及び運営に関して説明責任を有するものとする。
- 3 研究者等は、倫理意識の向上のため、コンプライアンス教育等に係る研修等を受講しなければならない。
- 4 研究者等は、最高管理責任者に地方独立行政法人大阪市民病院機構及びセンターが定める規程、要綱並びに競争的研究費等の配分機関の定める交付条件や使用ルール等を遵守する旨を記載した誓約書（別紙様式1）を提出しなければならない。
- 5 前項の義務を履行しない者にあつては、競争的研究費等の申請、運営及び管理等一切の業務に関わることができない。

(経理事務)

第9条 競争的研究費等に係る契約、旅費支給、謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定める場合のほか、会計規程等により取り扱うものとする。

- 2 競争的研究費等の経理に関する事務は、総務部財務課にて行うものとする。
- 3 物品の購入、製造及び修理並びに役務に係る契約を行う際は、研究者等の依頼に基づき、総務部財務課にて行うこととする。
- 4 競争的研究費等の管理及び経理業務に関わる事務職員は、競争的研究費等に係る諸規程に遵守する旨を記載した誓約書（別紙様式2）を提出しなければならない。

(検収業務等)

第10条 研究代表者及び研究代表者から研究費を配分されている研究分担者（以下、「研究代表者等」という。）が競争的研究費等を執行しようとするときは、執行の財源および目的を明確にし、総務部財務課研究費担当（以下「研究費担当」という。）に「研究費執行依頼書」を提出し、研究費担当が発注を行うものとする。

- 2 物品の購入等契約に伴う検収業務については、原則として、研究費担当職員が行うものとする。
- 3 研究費担当職員は、検収を行う場合、見積書、契約書等の発注データと取引業者が納品した物品を照合することにより、納品確認を行うものとする。なお、据付調整等の設定作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品確認を行うものとする。
- 4 データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発等、特殊な役務においても有形の納品物がある場合は、仕様書及び納品物の確認によって検収を行うものとする。
- 5 機器の保守・点検等、有形の納品物がない場合は、作業報告書等により検収を行うとともに、必要に応じて、研究費担当職員が立会い等による現場確認を行うものとする。

(資産及び換金性の高い物品の取扱い)

第11条 競争的研究費等により、地方独立行政法人大阪市民病院機構固定資産管理規程に基づく資産を購入した場合は、会計規程等に基づき取り扱うものとする。

- 2 研究者等が、他の研究機関に異動する場合に当該資産を引き続き使用することを希望する場合は、異動先の所属機関へ資産の譲渡の手続きを行う。
- 3 1品が10万円未満の物品においても、換金性の高い物品（パソコン（タブレットを含む）、デジタルカメラ等）の取扱いについては、センターで別に定める。

(取引業者との癒着防止)

第12条 発注又は契約する際は、会計規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究者等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

- 2 発注又は契約する際は、業者に対して、センターの不正対策に関する指針等を周知する。
- 3 業者に対しては、一定の取引実績や機関におけるリスク要因・実効性を考慮したうえで、誓約書（別紙様式3）の提出を求める。

(不正な取引を行った業者の処分)

第13条 不正な取引に関与した業者については、地方独立行政法人大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱第5条第2項の規定に準じ、その事実が発覚してから3年間取引を停止することができる。

(相談窓口)

第14条 競争的研究費等に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関するセンター内外からの相談に迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

2 相談窓口は、臨床研究センターに設置するものとし、その名称は公開するものとする。

(告発等通報窓口)

第15条 センターの内部又は外部から、競争的研究費等の不正使用等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する告発又は告発の意思を明示しない相談及び情報提供（以下「告発等」という。）を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置するものとする。

2 通報窓口は、大阪市民病院機構法人運営本部内部監察室（以下「内部監察室」という。）に設置するものとし、その名称は公開するものとする。

(不正使用等に関する報告)

第16条 通報窓口不正使用等に関する告発等があった場合には、窓口担当者は速やかに、その旨を最高管理責任者に報告するものとする。

(調査委員会)

第17条 通報窓口不正使用等に関する告発等があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には「大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等の不正使用に係る調査等に関する要綱」（以下「調査等要綱」という。）に基づき設置する不正使用に係る調査委員会において必要な調査を行うものとする。

2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則及び調査等要綱に基づく、懲戒処分、氏名の公表等の措置を行うものとする。

(内部監査)

第18条 競争的研究費等の適正な管理のため「大阪市立総合医療センター科学研究費補助金内部監査実施要綱」（以下「内部監査要綱」という。）に基づき、内部監査を実施するものとする。

2 内部監査部門を内部監察室に置く。

3 内部監査部門は、毎年度定期的に、競争的研究費等の会計書類の保管・収支状況を検査しなければならない。

4 内部監査部門は、最高管理責任者の指示に基づき、不正使用が発生しやすい要因に着目した検査を公平かつ的確に実施しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、競争的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、大阪市立総合医療センター競争的資金等の不正使用防止に関する要綱（平成28年2月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この改正要綱は、令和8年5月12日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の要綱の規定は、公募型寄付金については、採択されてから施行日以後、最初の支給を受けるものから適用する。

(別紙様式1)

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
大阪市立総合医療センター 病院長 様

## 誓 約 書

私は、競争的研究費等の交付を受けて研究を遂行するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 大阪市民病院機構が定める規程等及びその他の関係する法令・通知並びに競争的研究費等の交付を所管する機関が定める諸規則を遵守すること。
- 2 競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した不正使用及び不正行為を行わないこと。
- 3 不正を行った場合、大阪市民病院機構及び大阪市立総合医療センターや競争的研究費等の交付を所管する機関や配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(元号) 年 月 日

所 属 : \_\_\_\_\_

職 名 : \_\_\_\_\_

氏 名 : (自署) \_\_\_\_\_

(別紙様式2)

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
大阪市立総合医療センター 病院長 様

## 誓 約 書

私は、競争的研究費等の交付を受けて研究を遂行するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 大阪市民病院機構が定める規程等及びその他の関係する法令・通知並びに競争的研究費等の交付を所管する機関が定める諸規則を遵守すること。
- 2 競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した不正使用及び不正行為を行わないこと。
- 3 研究活動の特性を十分に理解し、研究者が研究を遂行するために適切に事務を行い、競争的資金等を適正に執行、管理すること。

(元号) 年 月 日

所 属 : \_\_\_\_\_

職 名 : \_\_\_\_\_

氏 名 : (自署) \_\_\_\_\_

(別紙様式3)

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
大阪市立総合医療センター 病院長 様

## 誓 約 書

当社は、地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センターとの取引に当たり、下記事項を遵守して、不正に関与しないことをここに誓います。また、当社に不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

- 1 地方独立行政法人大阪市民病院機構及び大阪市立総合医療センター（以下「センター」という。）が定める規程等の使用ルール、その他の関係する法令・通知等を遵守し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないこと。
- 2 センターが競争的研究費等に関して実施する内部監査、その他調査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合には、可能な限り、これに協力すること。
- 3 センターの研究者等から、不正の要求があった場合には、センターの通報窓口へ連絡すること。

(元号) 年 月 日

住 所 : \_\_\_\_\_

社 名 : \_\_\_\_\_

代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印